令５厚政第３７１号

裁　　決　　書

審査請求人

〇〇〇〇

〇〇〇〇

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から令和〇年〇月〇日付けで提起された〇〇市長（以下「処分庁」という。）による費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決します。

主　　文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事　案　の　概　要

１　〇〇福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）は、令和〇年〇月〇日付けで請求人の生活保護を開始した。

２　令和〇年〇月〇日、請求人は、申請によりインターネット光回線加入の特典としてキャッシュバック金を受領できる旨を福祉事務所長に報告した。

３　請求人は、令和〇年〇月〇日を契約日としてインターネット光回線に加入し、令和〇年〇月〇日、その特典として、キャッシュバック金３０，０００

円（以下「本件キャッシュバック金」という。）が請求人の口座に入金された。

4　処分庁は、本件キャッシュバック金の金額から８，０００円を控除した２２，０００円を〇〇市に返還すべきことを内容とする本件処分を行い、令和〇年〇月〇日付けで請求人に通知した。

5　令和〇年〇月〇日、請求人は、山口県知事に対し、本件処分の取り消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1　請求人の主張

請求人は、以下の理由により、本件処分の取り消しを主張している。

（1）一般的にインターネット光回線の契約時には、契約から１年間月額料金が安くなる割引を行う会社と月額料金に変更はないがキャッシュバックを行う会社があり、本件キャッシュバック金については、値引き分と解釈するのが妥当である。

2　処分庁の主張

処分庁は、以下のとおり弁明している。

（1）値引きと解釈することの妥当性について

通信契約についてどの事業者を結ぶかは個人の自由意思によるものであり、各事業者が展開するサービスの中で、月額料金の値引きでなく、キャッシュバックの支給を行う事業者を請求人本人の自由意思によって選択したものであり、値引きと解釈することは妥当ではない。また、契約書等においてキャッシュバック金が値引きであるとの記載がないことを請求人から聞き取っており、インターネット光回線事業者のホームページ上では、現金の

キャッシュバックと月額料金の値引きが、新規契約の特典として区別して記載されている。

（２）収入認定の根拠について

本件キャッシュバック金が生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日付け厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３（２）エ（イ）に規定するその他の臨時的収入（以下「その他の臨時的収入」という。）に当たるものとして、８，０００円を超える２２，０００円について費用返還を決定したものであり、本件処分は正当である。

理　　由

１　本件に係る法令等の規定について

（１）生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下、「法」という。）第４条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」としている。

（２）次官通知第８の３（２）イ（ア）は、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」とし、次官通知第８の３（２）エ（イ）では、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（(3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額８，０００円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」としている。

（３）次官通知第８の３（３）アからツまでは、収入として認定しないものを規定している。

（４）生活保護問答集について（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第８の３収入として認定しないものの取扱いによると、「収入の認定は、（中略）最低生活の維持にあて得る金品は、全て収入として認定するのが原則である。」とあり、また、「しかしながら、この原則を貫徹し、被保護者に対する金銭給付の全てを収入として認定したのでは、法の目的である自立助長の観点から、あるいは社会通念上の観点から適当でない場合も出て来る。」とあり、さらに、「こうした観点から特定の金銭については、それが収入であるにしても最低生活の維持のために活用することを求めない、すなわち収入として認定しないこととしており、このような取扱いを実務上収入認定除外と称している。」とある。

（５）問答集第８の３の１は、「結婚の祝儀や葬祭の香典、歳末たすけあい等社会事業団の慈善的金銭については、いかに公的扶助制度とはいえ補足性の原理の名のもとに全て生活費にあてるべきものとして収入認定するのは、社会通念にも合致しないと考えられる。」とある。

（６）問答集問８－３７は、収入として認定しない社会通念上の程度について「社会通念そのものは、全国に通用する概念もあれば、その地域ごとのものもあるので、必ずしも一定の線を示すことは困難である。」とあり、「要はその地域において住民の一般が良識をもって承諾できるものであれば、保護の実施機関において判断して差し支えない。この判断に当たって考慮すべきことは、社会福祉法との関連においても明らかなように、社会保障制度の基盤をなす生活保護制度としては、社会福祉事業の伸長と積極

的活動を当然期待し、助長すべきであり、かつ、慈善的恵与は社会的弱者に対する一般社会からの好ましい共助のあらわれでもあるので、それが臨時的なものであり、かつ妥当な額である限り、できるだけその意図が活かされるように措置することは、法の原理原則からも認めてしかるべきである」としている。

（７）問答集問８－２９－２は、「現金と同様に使用できる商品券、電子マネー、ポイント等を贈与等されたことを把握した場合は、どのように取り扱うのか」との問いを設け、「現金と同様に使用できるものは現金と同様に取り扱うものである。例えば、他からの仕送りや贈与等の性質を有するものであれば、次官通知第８の３の（２）のイにより社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかはすべて収入として認定することが適当である。なお、商品の購入の際に付与されるポイント等、店舗や企業の割引やサービスの一環としての性格を有するものについては、収入として認定しないこととして差し支えない。」としている。

２　本件処分の妥当性について

（１）本件キャッシュバック金の性質については、請求人及び処分庁から契約書等の提出がなく契約又は法律上の性質が明確ではないものの、通信事業者から請求人に対し、通信事業者の提供するサービスへの加入の特典として現金が支払われるものであることから、贈与の性格を有するものと認められる。

（２）次に、贈与等による収入については、次官通知第８の３（２）イ（ア）において、社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定することとされていることから、本件キャッシュバック金が社会通念上収入として認定することを適当としないものか否かについて検討する。

（３）まず、社会通念上収入として認定することが適当か否かについては、当該

贈与された金銭の性格、金額その他の事情に基づいて、保護の実施機関の合理的な裁量によって、社会通念に照らして収入として認定することが適当か否かを個別に判断するものと解される。

また、収入として認定しない金額についても、問答集問８－３７では、慈善的恵与金に係る金額に関して「必ずしも一定の線を示すことは困難」、「要はその地域において住民の一般が良識をもって承諾できるものであれば、保護の実施機関において判断して差し支えない」としていることから、社会通念に照らして個別に判断するべきものと解される。

さらに、問答集問８－２９－２は、「店舗や企業の割引やサービスの一環としての性格を有するもの」については、収入として認定しないことを認めているところ、当該設問は、ポイント等を念頭に置いたものであって、現金であるキャッシュバック金についても想定しているかについては、必ずしも明らかではないが、現在においては、ポイントも現金と同様に使用できる場合も多く、当該設問も収入認定の除外対象をポイントに限定せず「ポイント等」と記載していることからも、キャッシュバック金が現金であることのみをもって、当該設問の趣旨が妥当しないとすることは相当ではない。

（４）本件についてみると、本件キャッシュバック金は、通信事業者がその提供するサービスへの加入の特典として加入者に金銭を贈与するものであるが、その目的が加入者を獲得するためであることは明らかであり、その点において、月額料金の割引と同様に、サービスの一環としての性格を持つものと評価することができる。

贈与される金額についてみると、本件において回線の利用料金は月額５，０００円ということであるから、本件キャッシュバック金は、月額料金の６か月分に相当する額であって、取引通念上妥当な範囲にあるものと考えられる。

さらに、本件キャッシュバック金がインターネット光回線への加入に伴うものであるという点について、生活保護の受給者もインターネット光回線の利用契約は認められるにもかかわらず、キャッシュバック金が収入として認定されると、通常であれば利用できるサービスの一環としての性格を有するキャッシュバック制度が実質的に利用できないこととなる点についても考慮されるべきである。

（５）以上のことから、本件キャッシュバック金は、問答集問８－２９－２の「店舗や企業の割引やサービスの一環としての性格を有するもの」に該当するか又は少なくともこれに類するものとして、その全額について、次官通知第８の３（２）イ（ア）の社会通念上収入として認定することを適当としないものと認めるのが相当である。

以上の判断と異なる処分庁の判断は、少なくとも不当というべきであるから、本件処分は取り消されるべきである。

３　結論

以上のとおり本件審査請求には理由があるから、本件審査請求を認容し、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４６条第１項の規定により主文のとおり裁決する。

令和５年（2023年）７月１９日

山口県知事　　村　岡　嗣　政